

精華町道路法24条・32条申請添付書類チェックリスト

(道路施工承認申請・道路占用申請)

※チェック欄に☑を付け、申請書提出の際、ご確認をお願いします。

添付書類	添付書類の内容	チェック欄
申請内容の物件設置後は、道路管理者管理(24条)/占用物件(32条)		
位置図	住宅地図（目安：1/2500程度の白図）場所わかるもの	☐
	申請物件の箇所を朱書しているか。	☐
平面図	計画平面図及び現況平面図	☐
	申請物件の詳細（寸法、数量、面積など）を記入あるか。	☐
	（現況と計画の）建物と道路や水路等の位置関係・申請物件の位置示されているか。	☐
横断面図	申請物件を明記した断面図	☐
	①接続方法	☐
	②土被り、既設埋設物との距離	☐
	③口径（外径）	☐
	④延長(占用延長も記載あるか)	☐
	⑤管の種類	☐
構造図	申請物件の構造が複雑で詳細図が必要な場合に添付	☐
復旧平面図 復旧断面図	道路掘削がある場合、①掘削幅と②復旧幅を示した図	☐
	舗装構成図添付 又は 「舗装構成については道路管理者の指定のとおり」と記載があるか	☐
	掘削幅に対し影響幅500、道路幅員が4m以上の場合は半幅員、4m未満である場合は全幅の復旧が原則。また、交差点部についても全面舗装を原則がまもられているか。 又は「道路管理者の指定のとおり」と記載あがるか	☐
安全対策図	安全対策図があるか	☐
	交通整理員、カーブ等、看板の位置を明記されているか	☐
	通行止めの場合は迂回路を明記されているか	☐
	道路幅員、有効幅員、歩行者用通路幅を明記されているか	☐
	ビラ等の配布を行う場合は見本を添付すること	☐
写真	工事をする前の現況写真（計画場所が確認できるか）	☐
その他	更新及び変更申請の場合(備考欄等に「更新」「変更」の記載、理由書等)	☐
	更新・変更の場合、すでに受けている許可書の写しを添付すること。 変更の場合は変更前と対比できる資料を添付すること。	☐
	その他申請に際して、必要と求められた書類	☐
		☐

- ・許可書発行までにおおむね2週間（図面不備等が無い場合）要するため、十分余裕をもって申請すること。
- ・許可後、着工前に着工届、完了時に完了届を必要書類を添付し提出すること。